

## [ 事案 20-13 ] 契約転換無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 20 年 7 月 15 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 5 月 27 日 裁定申立取下げ

### < 事案の概要 >

契約転換をする際に虚偽説明と告知書の偽装があったとして、契約転換を無効とし、既払込保険料を返還して欲しいと申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

平成 8 年、自分が不在時に妻が営業職員から、「加入している保険(平成元年契約)よりも有利な保険が出た。80 歳まで保険料を支払えば死亡保険金(3000 万円)が終身保障される。」との説明を受け、妻が申込書に自分の名前で署名・捺印して契約転換制度を利用し現在の保険に加入した。しかし、80 歳まで保険料を支払えば死亡保険金(3000 万円)が終身保障されるというのは虚偽の説明であった。

また、契約転換時に、会社から指定されたとされる嘱託医の診査も受けていないし、告知書の記載も事実と異なり、契約者である自分が関知しないまま告知書が作成されている。

したがって、転換後契約は無効であり、無効な契約について支払った保険料合計額と転換価格の合計額から、転換しなければ支払った保険料を差し引いた金額を返還して欲しい。

### < 保険会社の主張 >

下記のとおり、転換契約の成立については何ら瑕疵はなく有効であり、申立人の要求に応ずることは出来ない。

- (1) 虚偽の説明(80 歳まで保険料を支払えば終身 3000 万円保障)の主張については、主契約(終身保険)および定期保険特約の各金額、定期保険特約の期間等は、設計書、申込書、保険証券に明確に表示されるものであり、営業職員がそれらの記載と明らかに相違する説明を行うことは想定しにくい。仮に相違した説明を行っていたとしても、保険業法違反は行政法規であり、直ちに私法上の効果を有するものではない。また、上記のとおり設計書、申込書、保険証券に明確に表示されていることから、申立人に錯誤があったとしても、錯誤につき重大な過失があったものと考えざるをえない。
- (2) 告知書が偽造であることの主張については、告知書における自署欄の筆跡が、転換前契約の申込書と告知書の筆跡と酷似していること、診査医の目で受診者に自署していただく取扱いとなっていることから、第三者が申立人の自署を転写することは不可能であることにより、申立人自身が作成したものである。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社提出の申立書、答弁書等の書面や、申立人の事情聴取を行い審理を進めていたところ、申立人の都合により申立取下書の提出があったため、裁定手続きを終了した。